北条重時家訓と仏教

山本博也

はじめに

石井進氏は、絶筆となった『中世のかたち』（日本の中世1　二〇〇二年、中央公論新社）において、中世の特色を五つあげられ、その一つを「仏教を中心とする宗教の時代」とされた。

たしかに、いわゆる鎌倉新仏教の成立やそれに対抗する形で活性化した旧仏教、さらには仏教界の動きに刺激された神道界の自覚的な取り組みを見れば、中世が宗教の時代だと言われることが理解できる。

また仏教は、中世になると、それまで貴族社会中心であったものが、庶民の間にも広まっていったとされる。本特集の内田啓一氏・阿部美香氏の論稿[1]に見られるように、摺仏や寺社縁起の物語・絵解きなどによって、仏教の世界が庶民の間に広まっていったことは確かであろう。

そのように、中世において仏教が盛んになったと言われるが、では、仏教は、中世の人々の世界観・人生観・倫理観にどのような影響をもたらしたのであろうか。そのことを考える一事例として、鎌倉時代中期の上層武士の一人であった北条重時（一一九八～一二六一）の家訓をとりあげて検討してみたい。

北条重時の家訓には「六波羅殿御家訓」と「極楽寺殿御消息」の二つがあるが、とくに後者は仏教的色彩が濃いと言われる[2]。はたしてそうなのか、あるいはそうだとして、仏教的色彩は、どのような部分に、どのような形で見られるのか、以下に検討してみよう。

一　宗教的教訓

「極楽寺殿御消息」（以下「御消息」と記す）は、九十九

箇条にわたっているが、それらは子孫に対する訓戒として、「かくあるべし」（「かくあるべからず」もふくめて）ということが述べられ、そしてその理由が説明されている（理由の説明がない場合もある）。

その「かくあるべし」には、宗教的な事柄であるものもあり、それは九十九箇条中の十五箇条にふくまれる。（1・3・6・15・34・44・45・46・47・48・50・51・57・62・85の条項）

仏教の影響があるとすれば、まずそこに出ているはずであるので、それらについて検討してみよう。

まず第1条をみてみよう。[3]

仏・神を朝夕あがめ申、心にかけたてまつるべし。神は人のうやまうによりて威を増し、人は神のめぐみによりて運命をたもつ。しかれば、仏・神の御前にまいりては、今生の能には、正直の心をたまはらんと申べし。そのゆへは、今生にては人にもちゐられ、後生にては必西方極楽へまいり給ふべきなり。かたぐ〳〵もつてめでたくよき事也。此むねを能々あきらめ給ふべく候なり。

冒頭に「仏・神を朝夕にあがめ申、心にかけてたてまつるべし」とある。

ここに「仏・神を」と出てくる「仏」と「神」だが、これは、次に「神は」とのみあり、次に「しかれば仏・神の御前に」とあるところからして、明確に区別された二者と捉えられているのではなく、両者は同様の連続したものとして捉えられていると考えられよう。第46条（後掲）でも、仏を念じよと言いつつ、結びは「神・仏にみやづかふべし」となっている。

つまり、「御消息」で「仏・神」とある場合、「神」と区別された意味での「仏」ということが、必ずしも意識されていなかったのではないかということである。[4] したがってここで「仏・神をあがめよ」というのは、人間を超越した聖なる存在に対して畏敬の念をもて、という意味に理解できるのではないだろうか。

次に「神は人のうやまうによりて威を増し、人は神のめぐみによりて運命をたもつ」とある。これは御成敗式目第一条にある「神は人の敬ひによつて威を増し、人は神の徳によつて運をそふ」という文言と同じ趣旨であろう。つまり神の威力は人間と無関係にあるのではなく、人間の敬神

の度合いに応じて変わるというわけである。ここには、人間のあり方の重視、人間の主体性への信頼が認められよう。(5)

「しかれば仏・神の御前に参りては、今生の能には、正直の心をたまはらんと申べし」つまり、人間のあり方として一番大事なことは、正直の心をもつことだというのである。それによってこそ、「今生にては人にもちゐられ、後生にては必西方極楽へまいり給ふべきなり」、現世と来世の幸せが得られるというのである。

すなわち、神のめぐみは人間のあり方による、人間のあり方として大事なことは正直の心をもつことである、それが人間の幸せにつながる、というわけであるから、ここでの眼目は、正直の心をもつこと、と言える。(6)

正直の心の大切さは、第47条にも「仏法をあがめ、心を正直にもつ人は、今生もすなおに、後生も極楽にまいり」とあり、第85条にも「貪欲をすて、正直ならんと、神にも仏にもいのるべし」とあるし、最末の第99条においてはあらためて強調されている。

> 舟は楫といふ物をもつて、おそろしき浪をもしのぎ、あらき風をもふせぎ、大海をも渡る也。人間界の人は、正直の心をもちて、あぶなき世をも神・仏のたすけ渡し給ふ也。此心のよるところは、冥途の旅にむかはん時、死出の山の道をもつくるべし。三途の川の橋をも渡すべし。大かたをきど比(ころ)なきほどのたから也。よく〱心得給ふべし。…

「仏・神をあがめよ」と言いながらも、人間の心のあり方をより重視する。第63条では、どんな「大善根」をしても、それを誇る心があれば、業をかさねることになる、と言っている。後世の幸せをもたらすものは、結局「正直」という人間の心なのである。人間の主体性の重視、つまりは現実世界の重視ということが、当時の武士の基本的な態度であったことを示していると言えよう。

そのほかの宗教的教訓にはどのようなものがあるだろうか。以下に列記してみよう。

> 出家を誹謗する事あるべからず（第3条）

> たのしきを見ても、わびしきを見ても、無常の心を観ずべし。それについて、因果の理を思ふべし。生死無常を観ずべし（第6条）

経録など文字をも能知り、心得たらん人に読み談ぜさせ申て、聴聞申さるべし（第15条）

わが用にもたゝぬ物の命を、いたづらに殺す事あるべからず（第34条）

…三十より四十・五十までは、…、内には五戒をたもち、政道をむねとすべし。…、さて六十にならば、何事をもうちすてゝ、一遍に後生一大事をねがふて、念仏すべし（第44条）

…、たとひ貴命などにて、鵜・鷹のかり・すなどりをするとも、返々悪業をはなれ、仏のにくまれをかふむり候はぬやうに心得給ふべし（第45条）

人の胸のうちには、蓮華候て其上に仏をはします。朝には手・顔をあらい身・心をきよめ、かの仏を念じ申べし。精進の物を食わざるさきに魚・鳥を食うべからず。…、ことに六斎日・十斎日には、…、斎（とき）も精進潔斎して、神・仏にみやづかふべし（第46条）

仏法をあがめ、心を正直にもつ人は、今生もすなおに、後生も極楽にまいり、親のよきには、子も天下に召出さるゝ事おほし（第47条）

ことに女人は心ふかき性あるによて、一遍に念仏し、後生をねがひ給候はゞ、極楽往生うたがひあるべからず（第48条）

六歳日（ママ）・十歳日（ママ）に女に近づくべからず（第50条）

仏・神の御前をとおり、又は沙門にゆきあひ申候はん時は、馬よりおり給ふべし。（第51条）

とし過ぎて後世をねがひたまはぬ人をば、神・仏にくみ給ふなり。（第57条）

堂塔をたて、親・祖父の仏事をしたまはん時、一紙半銭の事にても、人のわづらいを申させ給ふべからず（第62条）

ここには、第1条で言われた「仏・神をあがめる」ことの具体的事例があげられているといえよう。

それは仏法をあがめよ、僧侶をあがめよ、念仏をとなえよ、経録を聴聞せよ、五戒を守れ、生きものを殺すな、六斎日・十斎日を守れ、仏事で人を煩わせてはいけないという、仏教に関する事柄である。

それから、無常を感じよ、因果の理を知れ、後世をねがえといったことも仏教的言説と言える。

以上のことからすれば、「御消息」に見られる宗教的教訓では、「仏・神をあがめよ」という基本的な事柄に付加された具体的な事柄はすべて仏教に関する事柄ということになる。

この意味において、「御消息」における宗教的な世界には仏教の影響が色濃く出ているということが言えるであろう。

ところで、神・仏をあがめる―超越的存在への畏敬の念自体は、当時の人々の誰もが強くもっていたであろう。だから、ことさら教訓として言う必要はないだろう。したがってここで教訓として言われていることは、その畏敬の念を、儀礼や態度・行動として表現せよということであろう。

その具体的な事例として、仏教のことが多くあげられているのに対して、仏教以外の宗教儀礼のことが見えないことをどう考えたらいいのだろうか。それは、仏教以外の儀礼よりも仏教儀礼が重んじられたからだろうか。そんなことはないだろう。[7] むしろ、当時の武家社会において、仏教的態度・行為が、共通の規範として仏教以外の宗教的儀礼ほど日常化していなかったからこそ、教訓として示されねばならなかったのではあるまいか。第62条には、親の仏事でさえ、しなくてもよいとする考えのあったことが見える。

つまり、武家社会における仏教の影響という観点でいえば、「仏」が従来の「神」に連続するものとして、尊崇の対象とされるようにはなっていたが、「仏」に対する信仰は、生活規範としては必ずしも日常化してはいなかった、ということになろう。

二　非宗教的教訓における宗教的理由付け

次に、「御消息」全九十九箇条のうち、宗教的教訓以外の教訓が述べられている条項は八十八箇条にわたっている。[8]

その八十八箇条には「かくあるべし」の理由が述べられている場合と、述べられていない場合とがある。理由が述

べられているのは六十箇条である。

その六十箇条のうち、宗教的な理由説明がなされているのが二十五箇条ある。それを検討してみよう。仏教の影響があるとすれば、そこに出ているはずである。

そこで、かくあるべき理由説明として言われていることは、仏神の加護がある（第13・37・49・76・96条）、後世・後生のため（第43・45条）、極楽往生のため（第1条）、地獄におちないため（第50・82条）、因果応報だから（第24・37・41・73・94条）といったことである。ここには、仏教の色濃い影響を見てとることができよう。

しかし、理由説明の仕方を注意深く見てみると、そこには特徴的な現象があることに気付く。

いくつか例をあげてみよう。

道理の中に僻事あり、又僻事のうちに道理の候。これを能々心得給ふべし。…かやうに心得て、世をも民をもたすけ候へば、見る人きく人思ひつく事にて候。又たすけぬる人の喜はいかばかり候べき。もしよそにも其人も悦ことなけれ共、神・仏のいとおしみをなし、今生をまぼり、後生もたすけ給ふなり。（第13条）

我がためのよき人には能々あたり、わろき人にはわろくあたるは、返々くちおしきことにて候。畜生・犬などこそ、よくあたる人には、尾をふりよろこび、又わろくあたる人には、逃げ吠えなどし候へ。人となりぬるかひには、よき人には申におよばず、あしき人にもよくあたり候へば、わろき人も思ひなをるにて候。もしそのまゝなれども神・仏のいとおしみ給ふ事也。見聞く人これをほむるなり。…（第37条）

人の心のよるべき事、たとへをもつて申なり。おなじ夜なりとも、やみの夜をよろこぶ事なし。月の光くまなきをば悦也。おなじ鏡なれ共、くもりたるを見てんといふ人はなし。くもらざるをば、そゞろなる人も見たがる也。…さればおなじ人なりとも、よからんをこそたつとむべけれ、あしきに親しむ人はなし。神・仏の御めぐみもよき人にはあるべし。…（第76条）

主人の仰なりとも、よその人のそしりを得、人の大事になりぬべからん事を、いかにもよくよく申べし。それによりて、勘当をかぶらん、くるしかるまじきなり。よ

くよくあんぜさせ給候はゞ、道理に聞ゝて、いよいよ感心あるべし。又神・仏もめぐみ給ふべし。（第96条）

これらにみられる特徴は、「神仏のめぐみ」というのは、説明の最後に補足的に付け加えられているだけであって、それ以前の現世的な説明が主たるものだということである。第13条は、不正をあばけばその人が命を失うような場合は、不正をあばくことなく、その人を助けよ。そうすれば、まわりの人から評価され、その人も喜ぶだろう。もしそうならなくても、神仏の加護があるだろう、というのである。つまりここでは、人に喜ばれ、評価されることが主であって、万一それが実現しなかったときの救済措置として、神仏の加護は持ち出されているに過ぎない。

第37条も同様であって、「あしき人にもよくあた」るべきなのは、そうすれば「わろき人も思ひなをる」からであって、もしそうならなかったとしても、「神・仏のいとおしみ給ふ」と補足されているのである。

第76条も、よい心を持つことの大切さが、わかりやすい譬えで説明されており、「神・仏の御めぐみもよき人にはあるべし」は付けたしである。

第96条も、主人に諫言をしたら、いったんは勘当されるかも知れないが、やがて主人もわかって、より一層信頼を得ることになるのだというのが言わんとするところで、「又神・仏もめぐみ給ふべし」は付けたしにすぎない。

次の条項はどうだろうか。

人の妻をば心をよくよく見て、一人をさだむべし。かりそめにも其外に妻にさだめて、かたらふ事なかれ。ねたましき思ひ積もりて、あさましくあるべし。されば其罪にひかれて、必地獄にもおちぬべき也。…（第50条）

…惣領・庶子のかなしみあらんを、格別とてはなすべからず。ふるきことばにも、「六親不和にして三宝の加護なし」といへり。（第55条）

第50条は、妻は一人を定めよと言う（その際、相手の心をよく見て定めよとは、なんと近代的というべきか）。そして妻以外の女性と親しくなってはならない。そうすれば、女性の嫉妬心からやっかいな局面が出て来よう。やがては地獄におちることになろう、と言う。

ここでは、妻は一人に定めよということの理由は、女性の嫉妬心という、現実社会の経験則なのであって、地獄におちるという仏教的言説は、だめおし的に付け加えられているにすぎない。

次の第55条は、「惣領や庶子に不幸があった場合にも、それぞれ独立の家だからといって遠ざけ、冷淡にしてはならない」[9]ということであるが、このことは、とくになぜと説明するまでもなく、誰もが常識的に了解することだろう。だから「六親不和にして三宝の加護なし」という仏教的言説は、たまたま知っていたので入れておいたということであろう。

いまひとつ、第94条をみて見よう。

まことにすごしたる事にてもあれ、又不慮の事にてもあれ、なげかしき事のいできたらんをも、あながちなげき給ふべからず。これも前の世のむくいなりと思ひ給ふべし。猶もなげかるゝ事あらば、つねにすさみ給ふべし。

浮世にはかゝれとてこそむまれたれことはりしらぬ我が心哉

此歌を詠じたまはゞ、わすれ給ふべし。

失敗や事故など、不幸に見舞われた場合も、いたずらに嘆きなさるな。これは前の世のむくいで仕方なかったのだと、心を落ち着かせなさい。それでも心がおだやかにならなかったら、「浮世には云々」の歌を詠じなさい。そうすれば落ち着くだろう、というのである。

つまり、前の世のむくいという宗教的言説で納得ができないなら、世俗の歌を思い出せと言っている。ここでは、宗教的言説が最終的な納得を与えるものとはみなされていないのである。世俗の歌の方が、より有効だとみなされているのである。

以上は、第1条に見てとれた、人間の主体性の重視・現実世界の重視という基本的な姿勢の現われと言えよう。

三　その他の非宗教的教訓

非宗教的教訓について宗教的説明以外の理由説明がなされている箇条は四十三箇条ある。

ここで使われる説明は、多くは、誰もが日常的に経験し、常識的に了解できるような説明であり、なかでも、人・世間にプラスもしくはマイナスに評価されるだろうという説

明が多い。

いくつか例示しよう。

出たち給ふべき事、いかなる人にも、さのみきたなまれず、又いやしきにも、まじはりよき程に出たち給ふべし。見ぐるしき人の中にて、返ゝいみじき出たちあるべからず。心ある人のわろがるにて候也（第16条）

力などの強くてもつべしとは思ふとも、大なる太刀・かたな、人めにたつ具足、もち給ふべからず。人のにくむ事にて候（第20条）

傍輩などの、主人よりはなつく事あらば、わが身のうへの事より歎給ふべし。その人のひが事などおほせあらば、よきさまに申べし。当座は御心にたがへ共、後は心にくゝおぼしめす事也（第22条）

いかなる事を人はいふとも、物を論ずる事なかれ。詮なからん事一言も無益也。よそにてきく人をこがま敷思也。返々さしもなき事あんずべからず（第79条）

そのほか、ことわざやたとえ（第4・28・29・42・58・76・87条）、あるいは孔子や老子（第14条）、中国古典の知識（第43条）なども援用されている。そして上述したように、宗教的説明が併用される場合には、宗教的説明は補足的・付加的なのである。

なお、非宗教的教訓に関して、その理由説明がされていない箇条は二十八箇条ある。

理由説明が特にないということは、事改めて理由を述べるまでもなく、自明のことと考えられていたのであろう。それらの教訓の内容は、身分の低い者・弱い立場の者にも思いやりをもち、人を尊重せよ、華美にならず分相応にせよ、行儀作法を守れ、といった内容であって、それは重時家訓の全体に通じる基本理念といえるものである。[10]

おわりに

本稿では、仏教的色彩が濃いと言われる「御消息」について、はたしてどの部分に、どのような形で仏教の影響が見られるかを検討してきた。

その結果、御消息における仏教の影響については、次の

二点において認めることができた。

（1）仏法をあがめよ、僧侶をあがめよ、念仏をとなえよ、経録を聴聞せよ、五戒を守れ、生きものを殺すな、六齋日・十齋日を守れ、仏事で人をわずらわせてはいけない、と仏教にかかわる行いをするよう教訓していること。

（2）「仏」「因果」「後世」「後生」「極楽往生」「地獄」といった、仏教の言葉が多用されていること。

しかし右の二点に関して、重要な但し書きが必要であることも同時に明らかになった。

（1）の点については、そのことはむしろ、武家社会における、仏教的生活規範・行為規範の日常化度の低さを示していると考えられること。しかももともと、「御消息」で教訓されていることの全体からみれば、仏教的教訓の数は少なく、世俗的・日常的教訓が大多数なのである。

（2）の点については、仏教的言説の、行文中での使われ方を分析した結果では、「御消息」の中では、仏教的言説による説明はむしろ従で、世俗的・経験的・常識的説明が主であること。[11]

したがって、右の但し書き条件を考慮するならば、仏教的言辞・言説が多く目につくことによって、「御消息」は、一見、仏教的色彩が濃いように見えるが、それは外見のことであって、内実は、仏教的色彩はむしろ薄い、というのが本稿の結論ということになる。

そもそも「御消息」の関心は、超現実的・宗教的なところにあるのではなくて、現実的・日常的なところにあった。いろんな人たちとどのように付き合っていったらよいか、生活の様々な場面で、どのように振舞ったらいいのか、というところに主たる関心があった。[12]

しかも重時は、人間の主体性を重視し、経験的・合理的に判断するというのが、彼の基本姿勢であった。だからもともと、仏教の影響を受ける余地は少なかったといえる。

ただ、現実的な問題に関して「かくあるべし」と述べたことに対する理由説明として、仏教の言説で、利用できるものは利用したのである。

重時の人間観・倫理観の根拠になっているのは、生活体験の中で培われてきた、現実的・合理的な判断である。仏教の教えが根拠になっているのではない。その自らの人間

観・倫理観とオーバーラップする言説が、仏教の言説の中に見つかった場合に、それを表現の手段として利用したに過ぎないのである。

もっとも、「御消息」に多くの仏教的言説が利用されていることは、武士層への仏教の布教が進んでいたことを物語っていることにはなるだろう。しかし、武士の思想に影響を及ぼすまでには至っていないのである。[13]

注

（1） 内田啓一「中世に開板された版画の板木」。阿部美香「霊山に参る女人―二所の縁起と真名本『曽我物語』の世界から―」。

（2） 桃裕行著作集3『武家家訓の研究』思文閣出版、一九八八年。筧泰彦『中世武家家訓の研究』風間書房、一九六七年。

（3） 引用は、日本思想大系『中世政治社会思想　上』（岩波書店、一九七二年）に拠る。ただし、ルビは適宜省略した。また傍線は引用者による。

（4） 「仏・神」の表記も、「仏・神」と書かれたり、「神・仏」と書かれたり、マチマチである。同一条項の中でも両者が用いられている（第47・57条）。中世の起請文の神文部分には、人間に「神罰」「冥罰」を与える存在として、さまざまな神仏の名前が勧請されるが、それらの中には、狭義の仏教や神祇信仰には属さないものも含まれている（佐藤弘夫『起請文の精神史』講談社選書メチエ、二〇〇六年、参照）。それらをひっくるめた、超越的存在を漠然と指して「神・仏」「仏・神」と称しているのではないだろうか。

（5） この御成敗式目の文言について、佐藤弘夫氏は、神が、「非合理」な存在から、「合理的」な存在へと、性格変化を遂げたものとだと言う（同氏『神国日本』ちくま新書、二〇〇六年、七一頁）。私はむしろ、それは武士社会の神仏観なのだと考える。

（6） 「正直」の語は、仏教語でもあるが、ここでは、仏教語としてではなく、より一般的な用語として用いられていると理解したい。相良亨氏の次の見解参照。「正直は（中略）、世俗・神道・仏教を通じてこの時代（中世―引用者）の中心的徳目であり、（中略）無私無欲で他人のために、あるいは正しい道に即して生きる心性を意味した」（同氏「日本人の道理観」〈講座日本思想3『秩序』東大出版会、一九八三年、所収〉一九七頁。また速水侑氏は、（「御消息」では）「首尾一貫して『正直の心』という日常道徳が強調されている」と述べている（同氏「鎌倉武士と信仰―武士倫理と戒の問題を中心に―」〈大隅和雄編『鎌倉時代文化伝播の研究』吉川弘文館、一九九三年、所収〉一一〇頁。

(7)『吾妻鏡』を見ても、武家社会において、神事をはじめ陰陽道など、いろいろな宗教儀礼・祈祷が行われていることがわかる。

(8) なお、一つの条項の中に、宗教的教訓と非宗教的教訓の両者が含まれている場合があるので、合計が九十九箇条とはならない。

(9) 前掲『中世政治社会思想　上』頭注。

(10) 重時の二つの家訓の基本理念に関しては、次の拙稿を参照されたい。

「六波羅殿御家訓にみる都市の風景」（五味文彦編『中世の空間を読む』吉川弘文館、一九九五年、所収）。「北条重時家訓考」昭和女子大学文化史研究1号、一九九八年。

(11) しかも「仏」は、仏教に限定された内容ではなく、「後世」「後生」「因果応報」「無常」といった言葉は仏教用語ではあろうが、しかしその内容については、仏教で説かれるまでもなく、当時の人々の観念の中にあった事柄ではないだろうか。

(12) 江上琢成氏が、「『御消息』を中心に『重時家訓』における中世の宗教思想の性格を考えてみたい」（同氏「『北条重時家訓』における宗教思想の性格」大谷大学大学院研究紀要第16号、81頁）とされたように、これまでの研究史においては、重時の家訓の文言を使って、重時の宗教思想が論じられてきた。しかし私は、重時の家訓からは、彼の現世的・現実的生活思想を見いだすことができるのみであって、彼の宗教思想は見いだし得ないと考えるのである。それは、ある思想体系の中で使用される文言を語ったからといって、彼がその思想の持ち主だと言えるのかどうか、という問題があるということでもある。

(13)（鎌倉時代の人々にとっては）「仏の教えが、きわめて抽象的、観念的なものに止まっていて、具体的に生活を律するものと考えられていなかった」という、大隅和雄氏の指摘（同氏『信心の世界、遁世者の世界』日本の中世2　中央公論新社、二〇〇二年、二六一頁）はきわめて示唆的である。